

担い手の確保・育成等の推進 （厚生労働省）

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各施策の進捗状況等

ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化

- ・ 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- ・ 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- ・ 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- ・ 中核機関の整備状況 1,187市町村（R6. 4）
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討（R6. 6～）
- ・ 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- ・ 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

今後の対応

- ・ 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- ・ 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- ・ 地域連携ネットワークの各支援機能の強化に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進 等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討
- ・ 福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡を可能とするためのしくみの整備

4 優先して取り組む事項

各施策の進捗状況等

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 利用促進に向けた周知活動の継続
- ・ 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施（R4. 12）

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人養成者数 25,607人（R6. 4）
- ・ 法人後見実施法人数 1,317法人（R6. 4）
- ・ 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県・市町村に対する事務連絡の発出（R5. 5）

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村（R6. 4）
- ・ 都道府県における取組方針の策定 28都道府県（R6. 4）

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
- ・ 都道府県による協議会設置状況 37都道府県（R6. 4）

今後の対応

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- ・ 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- ・ 親族後見人に対する支援の充実

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- ・ 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村・都道府県における取組の充実

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

第二期計画及び中間検証を踏まえた取組の現状

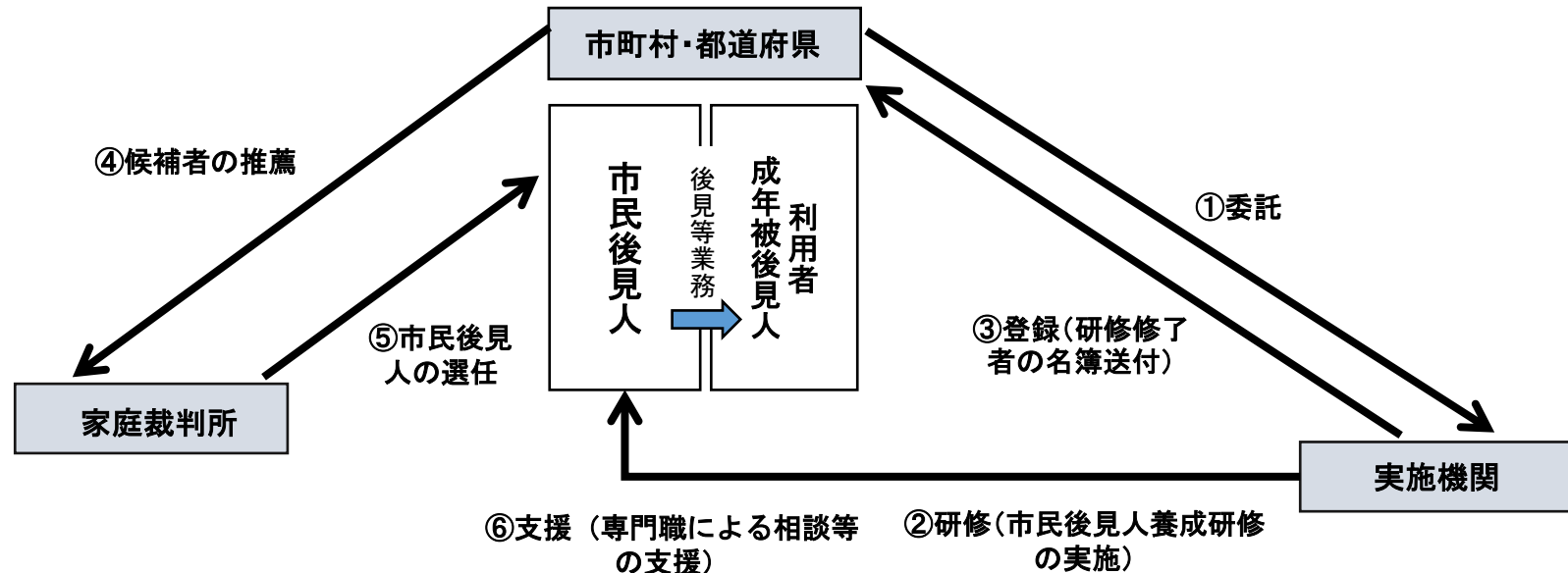
市民後見人について

- 権利擁護人材育成事業の実施
 - ・地域医療介護総合確保基金の権利擁護人材育成事業として、市民後見人の養成研修等を行う自治体を補助
- 市民後見人養成研修の基本カリキュラムの改訂(R5.4.26付け事務連絡)
 - ・基本カリキュラム:計50時間〔39時間(講義・実務・演習)+11時間(体験学習・レポート作成)〕
 - ・意思決定支援に係る科目(計3時間)の追加 等 (※トータルの研修時間50時間は不変)
- 市民後見人養成研修の柔軟かつ効果的な実施(R8.3.30付け事務連絡)
 - ・規制改革実施計画(R7.6.13閣議決定)での指摘を踏まえ、柔軟かつ効果的な対応の好事例等について周知
 - ・研修を受講した市町村と別の市町村で市民後見人の登録を受けようとする場合の、同一科目の受講免除 等
- 令和7年度「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」
 - ・市民後見人の育成や活躍支援の方向性について整理
 - ・成年後見制度改正後は、権利擁護支援の担い手として、研修修了者の役割が一層重要
 - ・段階的・選択的なコース制など多様な受講形態の導入
 - ・継続して市民後見人を支える体制整備や家庭裁判所との連携が必要 等
 - ・上記ポイントや好事例等を整理した報告書について、自治体に周知(R8.6.12付け事務連絡)
 - ・あわせて最高裁判所に対し、自治体との連携について家庭裁判所への周知を依頼(R8.6.12付け事務連絡)

市民後見人の養成

市民後見人は、弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等である。市民後見人は、成年後見制度の担い手という観点のほか、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点から養成を進めていく必要がある。

市民後見人養成のイメージ



権利擁護人材育成事業

1. 目的

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

2. 事業内容

(1) 権利擁護人材の養成研修の実施

- ・ 成年後見制度の利用に至る前の段階で介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や、成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う「市民後見人」の養成

(2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築
- ・ 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

3. 実施主体

都道府県(負担割合:国2/3 都道府県1/3)

4. 令和8年度予算

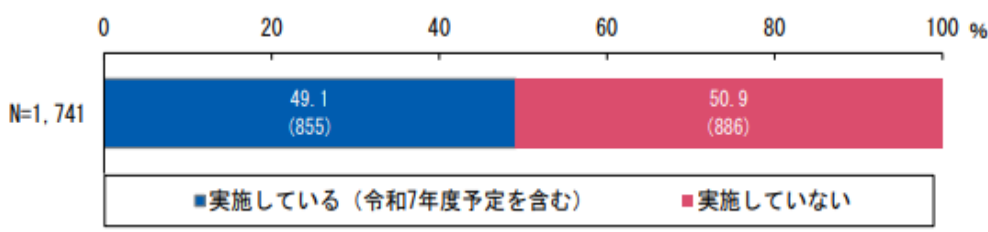
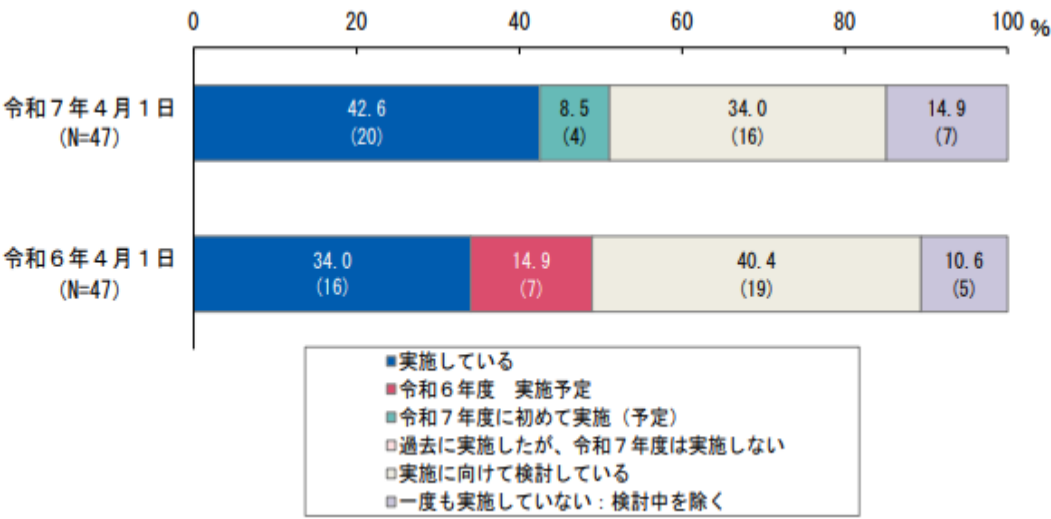
地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分) **86億円**の内数(令和7年度予算:97億円)

5. 実施状況(基金において、本事業をメニュー化してる都道府県)

令和6年度 37都道府県(「令和7年度権利擁護人材育成事業実施状況調べ」)

都道府県における市民後見人等の養成状況（R7.4.1時点）

市町村における市民後見人等の養成状況（R7.4.1時点）



市町村における市民後見人等の推移

年	養成者数※ 1	登録者数※ 2	受任者数※ 2	法人後見支援員 ※ 3	日常生活 自立支援事業の生 活支援員※ 3
R7.4.1時点	28,484人	9,963人	2,093人	2,746人	3,664人
R6.4.1時点	25,607人	9,133人	2,038人	2,687人	3,170人
R5.4.1時点	23,323人	8,202人	1,904人	2,608人	3,394人

※ 1 養成者数は、各年 4 月 1 日時点までの累計人数、他項目は各年 4 月 1 日時点の人数を記載
※ 2 成年後見人等の登録者数及び受任者数
※ 3 市民後見人等の養成者数のうち、研修受講で得た知見を活かして、法人後見支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員として活動している人数

第二期計画及び中間検証を踏まえた取組の現状

法人後見について

- 地域生活支援事業費等補助金の「成年後見制度法人後見支援事業」として、法人後見を行う事業所の立ち上げ等を支援する市町村に対して補助を行うとともに、令和5年度から「成年後見制度法人後見養成研修事業」として、法人後見を適正に行うことができる法人を確保するための研修を実施する都道府県に対して補助を行っている。
- 令和5年2月に事務連絡「都道府県による法人後見の推進について」を発出し、都道府県の法人後見養成に係る研修カリキュラムの先例等を周知。
- 令和7年度「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」
 - ・ 法人後見の育成の方向性を整理
 - ・ 地域の権利擁護を支える仕組みの一翼を担う存在として法人後見を位置づけ、体制整備を進めていくことが重要
 - ・ 都道府県が主体となって法人後見実施団体のリスト(名簿)を整備し、市町村や中核機関と共有することが必要
 - ・ 新規参入にあたっては、家庭裁判所との調整に係るノウハウや情報不足が障壁となっている 等
 - ・ 上記のポイントや好事例を整理した報告書について、自治体に周知(R8.6.12付け事務連絡)
 - ・ あわせて最高裁判所に対し、自治体との連携について家庭裁判所への周知を依頼(R8.6.12付け事務連絡)

市民後見人を活用した法人後見への支援

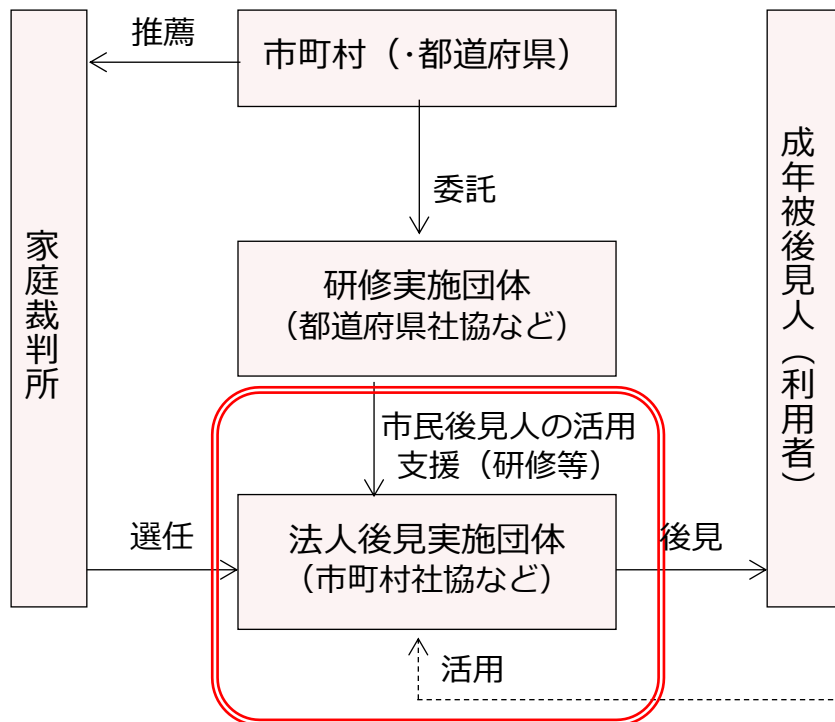
●障害者総合支援法（平成25年4月1日施行）

第七十七条（市町村の地域生活支援事業）

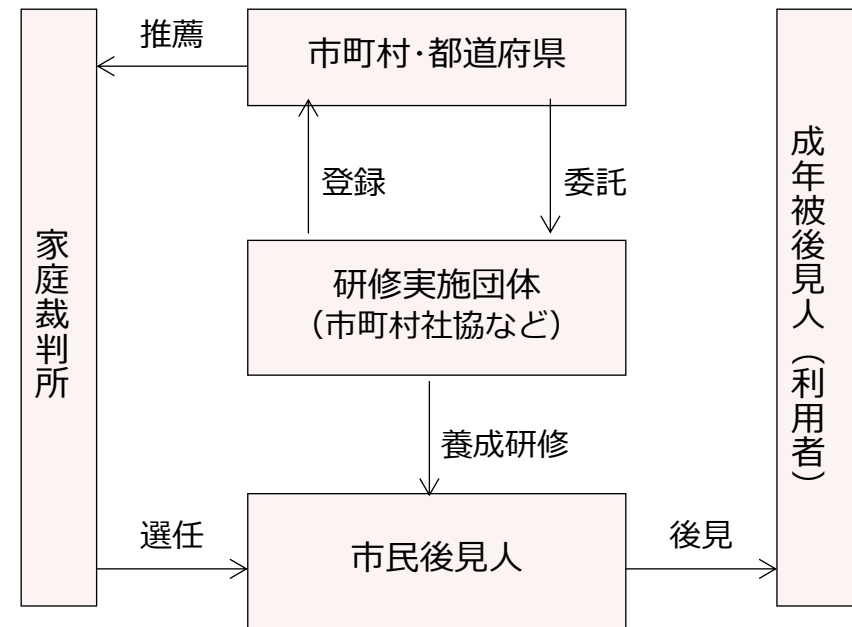
市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

五 障害者の民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業。

【法人後見への支援】



（参考）



社会福祉法人等による法人後見の取組

第2期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月)抜粋

- 法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、**比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応**などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。
- 社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多い。このため、各地域において、都道府県及び市町村等が連携して、**社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成**をする必要がある。

後見監督人



利益相反行為(民法)

第八百六十条 第八百二十六条の規定は、後見人について準用する。ただし、後見監督人がある場合は、この限りでない。(下線は「利益相反行為」を指す)

後見監督人の選任

※申立人等の請求又は裁判所の職権が必要に応じて選任

監督

法人後見の実施体制



法人後見チーム
※継続性・専門性

- 透明性の確保の例
法人外部の専門職の参加
(助言・チェック等)
(例)

- ・法律関係者
- ・医療関係者
- ・会計関係者
- ・福祉関係者 等



家庭裁判所

後見等開始の審判
の申立て

- ・本人・配偶者
- ・四親等以内の親族
- ・市区町村長

成年後見人等
(法人後見)の選任

補助・保佐・後見開始の審判



参加

財産管理
身上配慮

法人のサービス利用者
及び、それ以外の障害者等



成年後見制度法人後見支援・養成研修事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

（１）法人後見実施のための研修

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修の実施

（２）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

（３）法人後見の適正な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

（４）その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 実施主体 （１）都道府県及び市町村、（２）～（４）市町村

4. 令和８年度予算

地域生活支援事業費等補助金 ５０５億円の内数（令和７年度予算：５０２億円）

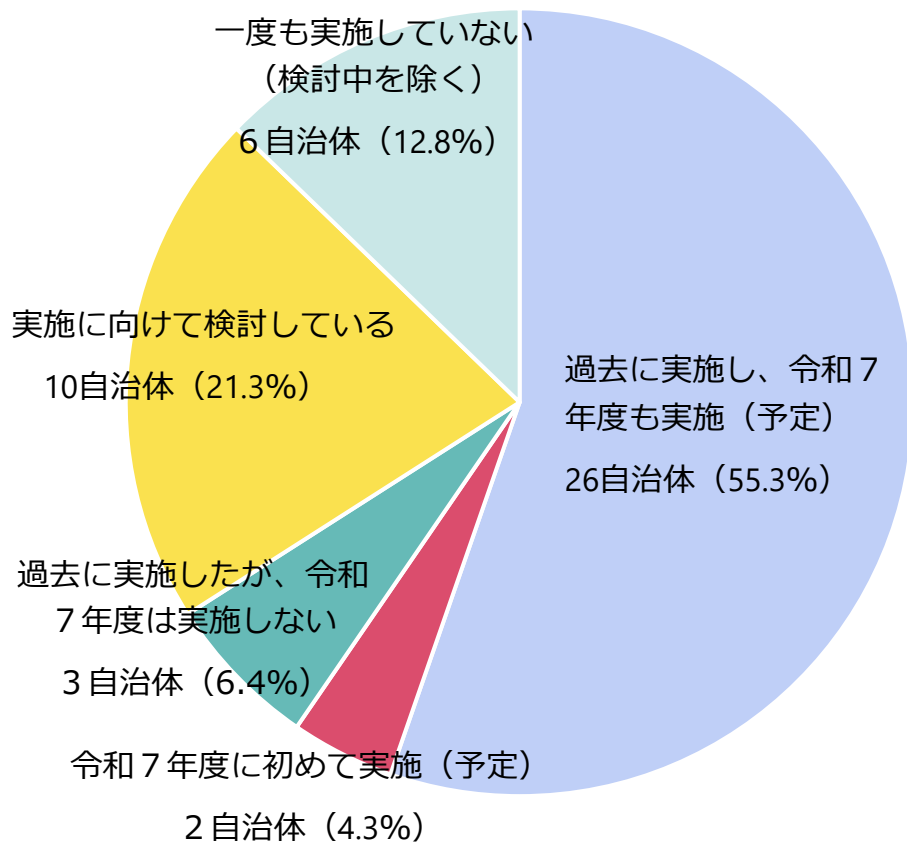
5. 実施状況

令和６年度 （１）２８都道府県 （１）～（４）２７４市町村

（「令和７年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」）

担い手の確保・育成等の推進（法人後見）

都道府県による法人後見の担い手の養成研修の実施状況



市町村が把握している法人後見を実施している法人数の内訳

法人後見を実施している法人数合計

1,317法人 → **1,406法人**

うち

市町村社会福祉協議会	791法人 → 811法人
社会福祉協議会以外の 社会福祉法人	50法人 → 64法人
NPO法人	219法人 → 237法人
一般社団法人	135法人 → 167法人
弁護士法人・司法書士法人	87法人 → 90法人
その他	35法人 → 37法人

※1 調査日時時点で市町村が把握している法人後見を実施している法人数であることに留意

※2 内訳については、R3から把握

令和7年度老人保健健康増進等事業

「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」①

事業実施団体：一般財団法人 日本総合研究所

事業概要

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書における指摘事項や、今後の成年後見制度の改正等も踏まえ、地域の権利擁護の担い手の育成・活躍支援に向けた対応策の検討を目的として、外部有識者等から構成される検討委員会を設置し、市民後見人や法人後見の担い手の育成・活躍支援に係る取組の実態把握と課題分析、対応策の検討等を行った。
- あわせて作業部会を設置し、今後、成年後見制度利用支援事業の見直しを検討する際の課題や対応の方向性を整理するための論点の提示を行った。

市民後見人育成のポイント

- 今般の成年後見制度の改正に伴い、後見終了後の権利擁護支援の担い手として、市民後見人養成研修修了者の役割は、一層重要になる。
- 養成研修については、段階的・選択的なコース制の導入やオンラインを活用した受講形態の多様化、広域での育成・活躍支援の推進などが効果的。
- 「市民後見人の強みを活かせるか」という視点での受任調整や、継続して市民後見人を支える体制整備、家庭裁判所の理解を得ること等が必要。

【好事例】

- ・養成研修修了者を対象にした勉強会や交流会の開催等により、修了者が孤立しない環境を整えている事例
- ・受任後も定期的な状況確認や専門職への相談機会を設けるなど、中核機関を中心にチームとして支援する体制を整えている事例
- ・家庭裁判所に対し、行政と中核機関が一体となって市民後見人の活動内容や選任後の支援体制を説明し、理解を得ている事例

法人後見育成のポイント

- 法人後見は、地域全体で権利擁護を支える仕組みの一翼を担う存在として位置づけ、体制整備を進めていくことが重要である。
- 市町村における受任調整(会議)において、本人の状況や課題に応じた候補者の検討等に活用できるよう、都道府県が主体となって法人後見実施団体のリスト(名簿)を整備し、市町村や中核機関と共有する必要がある、リスト(名簿)の作成に当たっては家庭裁判所との連携も必要。
- 法人後見の新規参入にあたっては、家庭裁判所との調整に係るノウハウや情報不足が障壁となっていることから、調査結果で把握した先進事例を参考にする。

【好事例】

- ・社会福祉協議会が法人後見実施団体をリスト化し、関係機関と共有することで、適切な候補者選定を支援している事例
- ・専門職が受任を躊躇する困難事案を、法人後見として受任する事例
- ・市民後見人の活躍の場として法人後見支援員を活用している事例

令和7年度老人保健健康増進等事業
「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」②

作業部会で提示された利用支援事業に関する論点

- 全国統一基準を設ける必要性
 - ・利用者の権利尊重(本人にとって最も適切な医療・福祉サービスの選択を可能にする)という観点からも、全国統一基準は必要
- 助成対象要件や助成額のあり方
 - ・市民後見人の無報酬運用や、法人後見実施団体への補助など、自治体ごとの運用差があるため、一律化の際には考慮が必要
- その他
 - ・助成基準を全国一律とする場合には、裁判所の報酬決定基準とも、一定の方向性が共有されることが望ましい。

本事業実施後の対応

- R8.6.12付けで自治体あてに事務連絡を発出し、本事業報告書(育成・活躍支援のポイント及び好事例)について周知
- 同日、最高裁判所あてに事務連絡を発出し、自治体との連携について家庭裁判所への周知を依頼

検討委員会

※五十音順 ◎＝委員長

- 海野芳隆(社会福祉法人静岡県社会福祉協議会生活支援部権利擁護課長)
- 上山泰(新潟大学法学部教授)
- 川端伸子(一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす代表理事)
- 住田敦子(特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターあすライツセンター長)
- ◎永田祐(同志社大学社会学部社会福祉学科教授)
- 前田実知代(徳島県美馬市保険福祉部次長)
- 山本恵美子(広島県健康福祉局地域共生社会推進課長)
- オブザーバー:厚生労働省、法務省、最高裁判所

作業部会

※五十音順 ◎＝委員長

- 青木佳史(日弁連高齢者・障害者権利支援センター副センター長)
- 安藤亨(愛知県豊田市福祉部よりそい支援課地域共生・社会参加担当長)
- ◎上山泰(新潟大学法学部教授)
- 川端伸子(一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす代表理事)
- 住田敦子(特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターあすライツセンター長)
- 中野篤子(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長)
- 星野美子(公益社団法人日本社会福祉士会参事)
- オブザーバー:厚生労働省、法務省、最高裁判所

現状・課題及び論点

現状・課題

- 今後の成年後見制度の改正等を見据え、後見人等の確保・育成の推進に、引き続き取り組む必要がある。
- 市民後見人については、成年後見制度利用者の多様なニーズに対応するためにも、研修の充実、相談・支援体制の整備等に引き続き取り組む必要があるが、養成研修修了者の増加に対して、成年後見人等の受任者数は少ないとの指摘もある。
- 法人後見については、実施法人が十分に増加していないため、その要因についてさらなる分析をするべく、「法人後見の活動・運営状況の実態把握や、受任件数を増やしながら継続的に活動できるための課題等の分析が必要である」との指摘がある。

論点

- 成年後見制度改正後の市民後見人や法人後見に期待される役割について、どう考えるか。
- こうした中で、市民後見人は、後見人等の担い手としてだけでなく、地域の権利擁護の担い手として幅広い場面での活躍が期待される。受任者数の増加も含め、養成研修修了者の活躍推進を図る方策について、どう考えるか。
- また、法人後見は、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や支援困難事案への対応が期待されるところであるが、担い手育成が進まない要因や受任件数を増やしながら継続的に活動できるための課題分析の方法やその対策についてどう考えるか。